

社援発 0328 第 22 号  
老発 0328 第 1 号  
平成 26 年 3 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

(公印省略)

「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」の一部改正について

共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等については、「共同生活援助事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 14 年 8 月 30 日付け社会・援護局長、老人保健福祉局長) により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとしたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

別添

新		旧	
		社援発第 0830007 号 老発第 0830006 号 平成 14 年 8 月 30 日	社援発第 0830007 号 老発第 0830006 号 平成 14 年 8 月 30 日
各	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長	厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長
各	都道府県知事 各 都道府県知事 各 都道府県知事 各	厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長	厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長 厚生省社会・保健局長
共同生活援助事業等の経営を目的として 社会福祉法人を設立する場合の資産要件について（通知）		共同生活援助事業等の経営を目的として 社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について（通知）	
<p>認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス事業(共同生活援助に係るものに限る。)（以下「共同生活援助事業等」という。）は、各地域に根ざして活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することは、地域福祉の推進を図る上に重要であります。</p> <p>一方、共同生活援助事業等を經營する社会福祉法人（以下「法人」という。）を含めた社会福祉施設を經營しない法人については、その事業の安定性・継続性を確保するための財政基盤として、原則1億円以上の資産を基本財産として保有しなければならないこととしてきたところです。</p> <p>法人の在り方については、「規制改革推進3か年計画（改定）」（平成14年3月29日閣議決定）を踏まえ、利用者の立場に立って、質の高いサービスを効率的に提供していく観点から、今般見直しを行ったところですが、その結果、法人の公益性を維持しつつ、共同生活援助事業等の機動性・柔軟性を活用することができよう、今後同事業の經營を目的として法人を設立する場合の資産要件等を下記のとおり取り扱うこととしたところです。つきましては、貴難におかれましては、のとおり取り扱うこととしたところです。つきましては、貴職におかれましては、</p>			

共同生活援助事業等の利用者の生活に与える影響にからんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配意お願い申し上げます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産  
共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確定な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りるものとすること。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

② （略）  
2～4 （略）

共同生活援助事業等の利用者の生活に与える影響にからんがみ、その事業の安定性・継続性に十分配慮しつつ、適切に御配意お願い申し上げます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合の基本財産  
共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしているときは、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確定な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産とすることで足りるものとすること。

① 5年（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

② （略）  
2～4 （略）